

農業後継者のみなさんを応援します！

# 親元就農者経営安定支援事業

のご案内

親元（親族）の農業を引く継ぐため就農した方に対し、将来的な規模拡大等へのチャレンジや就農直後の生活を支援する資金を助成します。



## 交付対象者

就農時の年齢が50歳未満の親元就農者（農業経営主の三親等以内の親族）

## 交付額

100万円（県1/2、市町村1/2）

## 交付要件 ※詳細は裏面

- ＋ 次のいずれかに該当すること。
  - ◆ 農業経営主（親）が認定農業者
  - ◆ 農業経営主（親）が人・農地プランに中心経営体として位置づけられている者
  - ◆ 交付対象者（子弟）が経営を継承し認定農業者の認定を受けることが確実と認められる者（すでに認定されている場合を含む）
- ＋ 前年所得（交付対象者及び配偶者の合計）が600万円以下であること。
- ＋ 農業経営主と家族経営協定を締結していること。 等

## 留意事項

- ＋ 農業経営主が経営する農業経営体に就農した日（就農日）から1年以内に、市町村に事業計画の申請及び交付申請を行う必要があります。
- ＋ 事業を実施していない市町村もありますので、事前にお住まいの市町村にお問い合わせください。



お問い合わせ先

山梨県農政部担い手・農地対策課

電話：055-223-1621 HP：<https://www.pref.yamanashi.jp/ninaite/>

# 親元就農者経営安定支援事業の交付要件等



農業経営主と交付対象者双方に係る要件		次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業経営主（親）が認定農業者</li> <li>・ 農業経営主（親）が人・農地プランに中心経営体として位置づけられている者</li> <li>・ 交付対象者（子弟）が経営を継承し認定農業者の認定を受けることが確実と認められる者（すでに認定されている場合を含む）</li> </ul>
農業経営主の要件		・ 親元世帯一人当たりの前年農業所得が400万円以下であること
交付対象者の要件	年齢制限	就農時の年齢が50歳未満
	親族	農業経営主の三親等以内の親族であること
	交付申請可能期間	事業計画承認後、就農日から1年以内
	親元就農者の所得制限	前年所得が600万円以下であること（本人及び配偶者の所得を合算）
	家族経営協定	事業計画（家族経営における経営発展計画、将来の経営継承計画を記載する）の申請時において、農業経営主と家族経営協定を締結していること
	事業計画	事業計画を作成し、市町村長の認定を受けていること
	他の補助金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規就農者育成総合対策事業のうち、就農準備資金及び経営開始資金の交付対象とならないこと</li> <li>・ 国、県、市町村等が実施する同様の事業による補助金、交付金その他の給付金を受けていないこと</li> </ul>
	農業従事日数	年間225日以上かつ1800時間以上
交付額（補助率）、交付期間		100万円／人（県1／2、市町村1／2） 就農から1年間
就農継続期間（報告期間）		就農状況報告を交付期間及び交付期間終了後5年間提出
主な返還要件		返還要件は、新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）と同様（交付後、5年間継続） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虚偽の申請等を行なった場合、全額返還</li> <li>・ 就農継続期間を継続しなかった場合、一部返還 等</li> </ul>

※就農日 家族経営協定の締結日、または青色事業専従者給与に関する届出書の支給開始日